

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>先まで</p> <p>字古谷上字蔵根五八三七番一 地</p>	<p>川越市大字古谷本郷上組字江遠 島一四九二番六地先から同市大</p>	<p>区 間</p>
<p>三・〇〇〇 八・〇〇〇</p>	<p>二・〇〇〇 六・〇〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八三二・〇〇</p>	<p>一〇〇二・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>国土交通省による荒川第二・三調節池 事業に伴う対岸堤(荒川右岸堤防)整 備事業による。 令和二年三月十三日付け埼玉県川越 県土整備事務所長告示第七号の道路 区域の一部変更である。</p>		<p>備 考</p>